

平成26年度第1回  
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成26年5月12日（月）午後2時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室

札幌市環境局

## 1 出席者

### (1) 第八次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人	北海道大学大学院工学研究院	准教授
松井 利仁	北海道大学大学院工学研究院	教授
佐藤 久	北海道大学大学院工学研究院	准教授
川崎 了	北海道大学大学院工学研究院	教授
早矢仕 有子	札幌大学 地域共創学群	教授
赤松 里香	特定非営利法人E n V i s i o n環境保全事務所	理事長
内藤 華子	元 石狩浜海浜植物保護センター	学芸員
森本 淳子	北海道大学大学院農学研究院	准教授
吉田 恵介	札幌市立大学大学院 デザイン研究科	教授
黄 仁姫	北海道大学大学院工学研究院	助教
遠井 朗子	酪農学園大学農食環境学群 環境共生学類	教授
碓山 恵子	北海道科学大学 未来デザイン学部 人間社会学科	准教授

計 12名

### (2) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長	木田 潔
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境共生推進担当課長	米森 宏子
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境影響評価担当係長	宮下 幸光
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境管理係	奥山 力

## 2 傍聴者

2名

## 1. 開 会

それでは、皆様、定刻を過ぎましたので、これから、平成26年度第1回札幌市環境影響評価審議会を開催させていただきたいと思っております。

このたびは、平成26年度第1回でもございまして、委員の皆様も第8次の委員として新たなメンバーで本日からスタートさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。継続の委員が9名、そして、新たに加わっていただいた委員が6名で、15名の委員で第8次の審議会をスタートさせていただきます。

本日は、出席の委員が12名、欠席が3名であり、過半数以上の委員の方がご出席されているため、環境影響評価審議会規則第4条第3項にのっとり、この会議が成立していることをご報告させていただきます。

まず、会議に先立ちまして、市役所の取り組みについてのご案内とご協力をお願いいたします。

5月10日土曜日から10月20日まで、クールビズ、エコスタイルの取り組みを進めさせていただいております。男性はノーネクタイですので、皆様もどうぞ楽な服装で、また、こういった市の取り組みについて、委員の皆様も周りの方にぜひ広げていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、本来なら環境管理担当部長の木田からご挨拶を申し上げるところでございますが、あいにくほかの会議とぶつかっております。後ほどこちらに到着する予定となっております。この会議の閉会の際に簡単にご挨拶を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 2. 第8次委員委嘱状交付

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 次に、委員の方への委嘱状でございますが、写しは既にメールでお送りしておりました。原本については、本来でしたら、本日、この場で一人一人に交付させていただくところでございますが、恐縮ですけれども、机の上に置かせていただいておりますので、内容を確認いただいた上、おおさめいただければと思います。よろしくお願いいたします。

### ◎資料の確認

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

まず、次第とその裏面に座席表がございます。次に、資料1は、札幌市環境影響評価審議会規則、条例、技術指針の抜粋、資料2は、第8次委員名簿、資料3は、今年度の審議会予定、資料4は、札幌市環境影響評価条例の概要、これはパワーポイントの資料となっております。それから、参考資料といたしまして、環境アセスメントのリーフレットをつけさせていただきました。さらに、資料5は、環境影響評価審議会への事業者の出席義

務等についてです。

これらをお配りさせていただきましたが、足りない資料等がございましたら、お申し出いただければと思います。また、途中で何かお気づきの点がございましたら、どうぞご遠慮なく事務局にお知らせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

◎自己紹介

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、本日は、第8次審議会の初回ということで、委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いできればと思います。座ったままで結構でございますので、お名前とご所属、ご専門の分野について、順次、お願いできればと思います。

では、村尾委員からよろしく願いいたします。

○村尾委員 北大の村尾でございます。

昨年までは「大気質等」と「等」が入っていて、この「等」は何をするのだと言っていたのですが、やっと「等」がとれまして、大気質を担当します。3期目です。よろしく願いいたします。

○松井委員 北海道大学の松井でございます。

今回から初めて参加させていただきます。佐藤哲美先生の後を引き継いで、騒音を専門として出席させていただくことになろうかと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤委員 北大の佐藤と申します。

専門は、水質でございます。2期目です。よろしく願いいたします。

○早矢仕委員 札幌大学の早矢仕と申します。

主に鳥類の生体や保護を研究しております。2期目です。よろしく願いいたします。

○内藤委員 こちらの職業の欄には、元石狩浜海浜植物保護センター学芸員と書かれております。3月末まではこちらで植物の専門職として勤務しておりましたが、さまざまな都合により退職して、4月からは肩書がなくなりました。ただ、植物の専門として今回の委嘱を受けることといたしました。内藤華子と申します。よろしく願いいたします。

○森本委員 生態系担当となっております北海道大学農学部の森本と申します。

森林生態系管理学、保全生態学などを専門としております。よろしく願いいたします。

○川崎委員 北海道大学の川崎でございます。

地盤環境を担当することになりました。1期目でございます。よろしく願いいたします。

○吉田委員 札幌市立大学のデザイン学部の吉田と申します。

3期目です。専門は景観デザインでございます。よろしく願いいたします。

○黄委員 初めまして。北海道大学の黄と申します。

専門分野は廃棄物で、東條安匡先生の引き継ぎで務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

○赤松委員 EnV i s i o n環境保全事務所の赤松と申します。

最近、外来種やふえ過ぎた動物などの野生動物問題や、主に海外では生物多様性の保全と地域の振興をテーマに活動しています。よろしく願いいたします。

○遠井委員 酪農学園大学の遠井と申します。

環境法が担当ですが、本来は国際環境法が専門でして、現在は生物多様性条約の国内実施などにも関心があるところです。3期目です。どうぞよろしく願いいたします。

○碓山委員 北海道科学大学の碓山と申します。

環境社会学、住民参加のまちづくり等をやっております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） よろしく願いいたします。

先ほども申し上げましたが、本日は3名の方がご欠席でございまして、今回から新しく加わっていただきますのは、北海道医療大学の増田委員、ご担当は公衆衛生・環境衛生でございまして。それから、継続ということで3期目になりますが、動物、植物をご担当いただく酪農学園大学の宮木委員、温室効果ガス、省エネ、建築物等をご担当いただく北海道科学大学の半澤委員がおります。

以上、合わせて15名の皆様でございまして。どうぞよろしく願いいたします。

### 3. 議 事

○事務局（米森環境共生推進担当課長） では、本日の議題ですが、この審議会の会長及び副会長を新たに選出させていただきたいと存じます。

資料1をごらんください。

審議会規則第3条第1項の規定によりまして、この審議会には、委員の互選によりまして、会長及び副会長をそれぞれ1名ずつ置くこととなっております。

それでは、恐縮でございますけれども、第8次審議会の会長、副会長に立候補いただける方、もしくは、ご推薦いただける方がいらっしゃればお願いできればと存じますが、いかがでございでしょうか。

○吉田委員 私は3期目なので、会長は重責ですが、副会長に立候補したいと思います。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） ありがとうございます。

今、吉田委員から福会長にということでございましたが、会長はございませんか。

○村尾委員 前期は副会長を務めましたので、皆さんのご承認をいただければ、私が会長を引き受けたいと考えております。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 今、ありがたい申し出がありました。

村尾委員からは会長に、吉田委員からは副会長に立候補ということでございます。

先ほど申し上げましたように、委員の皆様の互選によってとなっておりますので、皆さんから同意をいただければお2人をお願いしたいと存じますが、いかがでございでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(米森環境共生推進担当課長) ありがとうございます。

それでは、会長には村尾委員、副会長には吉田委員にお願いしたいと存じます。

早速でございますが、お2人様には会長席、副会長席に移動をお願いいたします。

[会長、副会長は所定の席に着く]

○事務局(米森環境共生推進担当課長) それでは、これからの進行は、会長、副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○村尾会長 一言、ご挨拶を申し上げます。

先ほどありましたように私は大気について仕事をしておりまして、大分減ったのですが、時々、フィールドに出かける機会がございます。フィールドに行く仲間からは晴れ男だと言われていて、苛酷な環境に行くときに天気がいいのは非常に大事な要素でございます。前期の佐藤(哲)会長の時期を振り返りますと、年に10回以上の審議会がございまして、案件の嵐でございました。今のところ、今期は案件が1件あるかないかという状態でありまして私らしいなというふうに思っております。審議会の数も半減する予定でございますが、皆様のご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

○吉田副会長 副会長として皆さんにお世話になります吉田でございます。よろしくお願い致します。

景観やまちづくりなどが専門でして、1期目のときには仕事が余りなかったのですが、2期目ぐらいから懸案事項がとて多くなりました。そのときに考えさせられたのは、環境影響評価審議会ではどの程度まで発言していいのかということでしたが、法律的なバックグラウンドのもと、皆さんと合意形成をできたらいと思っております。ことしは数がどのくらいになるかはわかりませんが、会長を支え、皆さんといろいろなご意見をやりとりしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○村尾会長 それでは、本日は、本年度の第1回目の会議となります。本日の終了時刻は午後4時となっておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。また、できれば、毎回、会議の最後には、きょうの審議会で決めたこと、あるいは、審議内容の確認を行いたと思いますので、事務局でその記録、まとめについてよろしくお願いいたします。

それでは、本年度の第1回目なので、まずは今年度の予定を確認しておきたいと思いません。

事務局から、よろしくお願い致します。

○事務局(宮下環境影響評価担当係長) ことしもまた4月から1年間、皆様のお世話をさせていただくことになりました宮下でございます。

早速ですが、お手元の資料3をご用意いただければと思います。

先ほど会長からもありましたように、平成24年度、25年度は、案件数が非常に多く、

また条例の改正等もございまして、委員の皆様には大変なご負担をおかけしたところでございます。今年度は、この表にありますように、5回程度の審議会を予定しております。

どのような内容か、順に、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

まず、昨年度と一昨年度は、条例改正のご審議の際に、運用上の課題についてでご提案いただいたものが幾つかございました。これらにつきまして、本日と次回の会議において議題にさせていただきたいと考えております。

課題の1点目としては、1回目のところにありますように、アセス審議会への事業者の出席義務化の課題がございました。また、2回目に3点ほど書いておりますが、提出図書のインターネット公表が条例で義務化されまして、それに伴う電子データの取り扱いについての課題を幾つかご指摘がありましたので、これについて皆様のご意見をいただきたいと思っております。これらは著作権や個人情報との関係等も絡んでまいりますので、その点も整理して委員の皆様のご意見を伺いたいと存じます。

それから、昨年度の会議の中で一部はお話ししたかと思っておりますが、昨年の第183回通常国会でアセス法の一部改正がございました。今回は法の条文をご用意しておりませんが、これも、法第52条第1項に放射性物質適用除外規定がございまして、これが国会で削除されまして、来年の6月1日までに法アセスの案件における予測、調査、評価の対象項目に追加されることになっております。

現在、環境省で基本的事項の改正に向けた検討作業が行われておりますが、年内に各主務省令、技術ガイド等の素案が示される予定になっております。資料1の4ページに条例の第13章の雑則がございまして、第53条第1項に法と同じような規定がございまして、法ではこの規定が削除されて放射性物質が評価項目に追加されましたので、札幌市条例としてもこの削除の取り扱いが適切なのか、あるいは、このままでいいのか、ほかの方法等があるのかということについて今年度中にご議論いただければと思っております。

もし、この条例の適用除外の削除あるいは条文の改正等を行うということになりますと、手続としては、審議会へ条例改正のあり方について諮問させていただきまして、中間報告をいただいた後に市民に対するパブリックコメントを実施し、年度内に答申をいただきますと、来年5月の平成27年第2回定例市議会に条例改正議案として上程することができるかと考えております。ですから、これについては、第3回目あたりの会議でご議論いただければと考えております。

そして、昨年来、正式な公表等がなかなかされておりませんが、風力発電に関する騒音、低周波音に係る調査結果をもとにした主務省令等の改正内容ですが、恐らくことし中には出てくるかと思っております。そうなった場合に、札幌市条例においても風力発電所を対象事業としておりますので、技術指針の中にどのように反映していくかというご助言をいただければと思っております。これについては、国から発表があり次第といたしますが、今のところの予定では第3回目あたりにできればと考えてございます。

それから、案件でございまして、昨年度まで大変複数の案件をご審議いただきました。

れども、手続上はほとんどのものが終わっております。今年度については、条例の規定ではございませんが、事業者から評価書あるいは事後調査結果を自主報告してほしいということを事務局から各事業者へお願いしております。後ほどご説明いたしますけれども、法対象であれば、北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業の評価書が手続中でございまして、これについて確定した場合に、事後調査の内容も含めて皆様にご説明を申し上げたいと思います。

また、ここの委員の中にはかかわった方が誰もいらっしゃいませんが、平成18年3月に屯田・茨戸通という都市計画道路の案件が終了しております。このときの審議会の中で調査内容が足りないのではないかというご意見が幾つかありまして、コウモリとカタツムリ、それから、騒音の調査不足が指摘されておりました。事業部局であります建設局では、自主的に調査、評価を行って審議会に報告すると審議会で発言しておりますので、これについて今年度中に報告してもらえるかどうか、今、調整中でございます。

そして、昨年3月いっぱいまでご審議いただきました北8西1第1種市街地再開発事業の評価書の提出が年内に予定されております。これについても、市がかかわっている事業ですし、審議会の中で大変活発なご議論をいただいておりますので、審議会に自主的に報告してほしいと要望を出しているところでございます。

これらが案件にかかわるものとして年内の審議になるかと思っております。

また、新規の案件としては、環境局が事業者となっております駒岡清掃工場の建て替え事業がございまして、これは、改正条例で初めての配慮書手続で、早ければ年明けに手続開始になる可能性もございまして、もし今年度に無理な場合でも、来年度早々となります。トータルの審議期間は準備書並みの約6カ月を見込んでおりますが、これは、複数案の取り扱い等がございまして、ぜひ活発なご議論をいただければと思います。条例の改正等がありますと、年度末から来年度前半にかけて皆様に若干のご負担をおかけすることがあると思っておりますが、よろしく願いいたします。

今回、事務局で用意しました予定について皆様のご了解をいただきたいと思っております。

ご質問や議題の追加等がございましたら、よろしく願いしたいと思います。

○村尾会長 ありがとうございます。

今の内容について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○村尾会長 今、ご説明がありましたように、もし案件が出てくるようでしたら、継続していただいている委員には、前期にご審議いただいた新条例のもとでの初めての案件となります。新条例では配慮書が入りまして、今までどおりに準備書の審議もやりますと、委員の負担が倍増してしまうので、やり方については少し考えていきたいと思っております。また、よかれと思っていろいろなことを決めたわけですが、思わぬことも起こり得るかもしれません。ただ、案件も少ないようなので丁寧に進めていければと思っております。

では、今年度は以上のような審議予定で進めるということで、ご了解いただければよろし



いでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○村尾会長 ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

次に、新規の委員が6名加わりましたし、継続の委員の方々にとっても条例改正の審議からかなり時間がたちましたので、復習も兼ねて、改正条例の概要について改めて説明をいただき、委員の中で共通認識を持っておきたいと思っております。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(宮下環境影響評価担当係長) 皆様のお手元の資料4でご説明したいと思えます。

まず、1枚目のスライドは、右下に1と書いてあるものでございます。

本日は、簡単ではございますが、アセス制度から始まりまして、条例改正の内容、今までの審査の状況、そして、10番の生物多様性についても簡単にご説明させていただきたいと存じます。ご不明の点や事務局の説明で間違いがありましたら、ご指摘いただければと思います。

次に、2枚目のスライドでございます。

ここには、「環境影響評価制度とは」と書いております。既にアセス制度にかかわっていらっしゃる方々をご存じのことだと思えますが、ダムや発電所、道路、宅地造成など大規模な開発等の事業に当たって、その事業を実施する前に、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者みずからが予測、調査、評価を行い、その結果を図書として公表する制度となっております。また、手続の各段階においては、住民説明会を開催したり、住民や行政の意見を聞いた上で事業者の見解を公表することとなっており、コミュニケーションツールとしての機能を有している制度となっております。また、市民の方からもよく誤解を受けておりますが、環境影響評価制度は、許認可制度ではなく、環境配慮に係る共通手続を定めたものです。実際の事業に係る各種法令等に基づく許認可の申請、届け出は、環境影響評価が終了した後に行うのが一般的な流れとなっております。

次に、3枚目のスライドは、2. 環境影響評価手続図書について一連の流れを書いております。

市条例に関しては、昨年を作成しましたパンフレットをお手元にお配りしておりますのでご参考ください。この中で、一番上に配慮書の案とございます。これが、今回、ほとんどの各自治体の条例も含め、アセス制度の中で法として追加されたものでございます。複数の案を示して、それについて比較、検討をする手続でございます。

次は、従来からあります方法書で、これから行う環境影響評価の予測、調査、評価の手法について計画を示すものでございます。今回は、事業者の負担を軽くすることもありまして、せっかくとった情報をどんどん活用しようということで、配慮書段階からのさまざまな情報を活用するティアリングという概念が盛り込まれてございます。

その次が準備書でございまして、これも従来からある手続でございます。方法書で定め

た手法によって実施した調査、予測、評価の結果、それから環境保全措置の内容、また、札幌市条例では事後調査の有無や実施計画について記載することになっております。

次に、この準備書を修正したものが評価書でございます。法では、一部の事業を除き、主務大臣等の免許を行う者の意見、勧告によって修正が入り、修正されたものが最終評価書として初めて公表されることになっておりますが、札幌市条例では、評価書への修正は原則としてなく、準備書からワンステップで確定評価書となります。

最後に、予測が不確実な項目などについて調査し、その結果を記した事後調査報告書がございます。法では、単に報告書と言っております。法改正で報告書の公表が追加されておりますが、手続としては以前から法アセスの中でも事後調査という手続が規定されておりました。市条例では、改正前から手続として事後調査について規定しております。

次に、4枚目のスライドは、法と条例の主な内容について比較を行ったものでございます。真ん中に道条例、右側に市条例となっております。

まず、対象事業でございます。法では、単に規模が大きいだけではなく、何らかの形で国が関与する事業、例えば、大臣が直接行うもの、出先機関の長が事業者となるもの、あるいは、国の許認可制度のもとで行うもの、交付金などの国の税金が投入される場合に対象となります。条例では、道の条例でも市の条例でも事業者の区別はしておりません。規模的には法より小さいものとなっておりますが、法で規定していない事業種についても条例では規定している場合がございます。

そして、環境保全の見地からの意見を述べることができる、いわゆる住民意見を述べることができる範囲です。道条例では、道民に限ると条例上で規定しております。法や札幌市条例では、日本語で記載していただければ、地球上、どこの国の方、地域の方が意見を出されても構わないという規定になっております。

それから、事後調査について、調査実施時期、公表時期ですが、法や道条例では、いつ事後調査をして、いつ公表するかが決められております。しかしながら、市条例では、アセス制度自体は事業者みずから行うものだということで、準備書や評価書でその内容や実施時期、公表時期を事業者みずから表明してもらうという形をとっております。

一番下は、関係法令でございます。法では、法のほかに施行令、施行規則等がございますが、環境省が定めた基本的事項、各許認可を行う省庁が定めている主務省令から成っております。札幌市では、条例の下に施行規則がございまして、条例の中で定めた環境配慮指針、技術指針が法の体系と連動した形で策定されております。

次に、5枚目のスライドは、規模要件についてです。

法の場合は国が関与するものに限られておりますが、規模については、このグラフを見ていただければと思います。

まず、第1種ではアセスを必ず行います。第2種は、スクリーニングを通しまして、アセスの手続を行うかどうか判断をすることになっております。実際には、方法書以降の手続をするかどうかでございます。

規模を見ますと、法では、ある事業の規模を100%としますと、道条例では第1種は同じく100%ですが、第2種判定を行うまでの最低限の規模は50%となります。札幌市条例では、さらに小さなもの、法の半分のもの以上であれば条例対象としております。さらに、第2種事業の場合は、法の2割規模のものであってもアセスを行うかどうか判定を行うことになっています。

札幌市条例は、道条例のように単に規模だけではなく、地域も定めて判定を行っております。お手元のアセスのパンフレットの一番最後のページに地図が載っておりますが、緑色の部分を特定地域として定めております。この特定地域の中でもし20%の規模の事業を実施するとしますと、アセスが必要かどうか、方法書以降の手続が必要かどうかのスクリーニングを受けてもらいます。当然、その特定地域の中でも50%以上のもの、あるいは、100%以上のものであれば、自動的にアセス手続を行うこととなります。例えば、真駒内滝野霊園は特定地域の中に入っておりますが、50%以上の規模でございますので自動的にアセス手続をしてもらいました。

このような特定地域という考え方をとっている自治体は、政令市の中でも余り多くはございません。私ども事務局で調べた限りでは仙台市がございまして、仙台市では地域を3種類の区分にしております。また、神戸市は、札幌市と同じように2種類の区分でアセス制度を設けております。ただ、神戸市の場合は、事業の種類によって第1種、第2種の区別をしている場合としていない場合がございますので、ちょっと複雑になっております。札幌市条例の場合は、今までの審議会の中でもご説明したように、市内南西部地域の山林地帯などは自然豊かな地域が豊富にありますので、条例を制定したときに市長告示でこのような地域を定めております。

次に、6枚目のスライドでは、4の市条例の改正の主な理由です。

一つ目に、法制度がかなり充実されましたので、札幌市条例でもそれ以上のものを確保しようということで対応を図りました。法と市条例の手続が余りにも食い違っていますと、私ども事務局もそうですし、実際に手続を行っていただく事業者も混乱を来すことがありますので、法でやっているもので札幌市条例でもできることがあれば可能な限り法に合わせしております。

二つ目に、道条例の改正との関係です。ご存じのように、北海道の中で道条例以外にアセス条例を持っているのは札幌市だけでございます。道条例の中には、各自治体で条例を持っていたらそちらが優先されるという規定がございまして、適用除外を受けます。そのためには道条例以上の内容を確保しなければならないということで、道条例との整合をとるために市条例改正を行いました。

三つ目に、先ほど資料3でもご説明しましたが、今までに案件を処理していく中で浮かび上がった課題への対応でございます。条例の規定上での課題も幾つかありまして、例えば、方法書で不備があった場合に準備書の手続でさかのぼって意見を言えません。また、方法書で審議会が条例の手続上でかかわる権限が当時は一切ありませんでした。そこで、

パンフレットをごらんになっていただければわかりますが、方法書の段階においても、審議会が関与を行い、審議会の議を経て市長意見を出すという形をとりました。

それから、一番最後の段階の事後調査です。今までは自主的に報告していただいておりますが、市民からの意見に対する事業者の見解を述べる機会もなく、審議会や市長から事業者へ正式に意見を出す手続もございませんでした。事後調査を行い、それが事業の環境保全の中でどう反映されていくかが全く不明な状況でしたので、この手続を充実させたいということで思い切った改正をさせていただきました。

次に、7枚目のスライドでございます。

これは、経時的に羅列したものでございます。平成23年11月に諮問させていただきました、1年をかけて中間報告をいただき、翌25年3月に答申をいただきました。このときだけで審議会の回数は全部で9回となりました。その間、一般市民へのパブリックコメントを実施して、25年5月に議会へ条例案を出しました。そして、6月に公布されました。また、ここに書いておりませんが、9月に、私ども環境局で、札幌市や近郊、また道内全域を含めたコンサルタント会社の方々、さらに市役所の中でも事業を担当している部署の職員を対象として、2日間かけて条例の改正説明会を実施させていただいております。そして、その後、10月1日に施行されました。

次に、8枚目のスライドは、先ほどから何回も同じようなこととお話ししているかと思いますが、6の市条例改正の概要を手続の順番に従って簡単に内容を記載させていただいております。

配慮書の案、あるいは配慮書の手続を導入することによって、早い時点から住民の意見や行政の意見を事業計画の中で環境面に配慮していただきます。

第1種事業は必須、第2種事業は任意で、これをやってもやらなくてもいいという形をとっておりますが、配慮書の案については全事業が任意でございます。これは、特別な手続があるわけではなく、配慮書をつくるために、その前段となる素案の状態に住民の方との話し合いや意見を聞くという配慮書をつくるための準備作業でございます。例えば、札幌市の道路部局ですと、道路を建設するときに、初めは五つぐらいのルート案を用意して該当する付近の住民にご説明いたしまして、その中から三つあるいは二つに絞り込んでいく作業をとり、二つあるいは三つに絞り込んだものに対してさらにいろいろな調査を行い、その内容を説明して、一つのルートを決めていくという手続を行っております。そういうようなP I 的な手法をもとにして配慮書をつくっていくという形でございます。

配慮書については、原則、複数の案を示してもらいます。そして、可能であれば事業を実施しない案、ゼロオプション、例えば、札幌ではこれ以上ないと思いますが、ダムをつくるときに、築堤の改修工事や河川の洪水、氾濫への対応の複数の策を組み合わせることによってダム建設をしないで済むような案もございますので、そういうものをゼロオプションとします。あるいは、ごみの埋立地を作る場合、新しく作るのではなく、現在の清掃工場の能力を上げてアッシュの少ないような炉にかえるなどの方法で既存の埋立地を延命

させることが考えられます。あるいは、市民の協力でごみ自体を減らすプランを徹底するようなことがゼロオプションに該当するかと思います。そういう案を示していただいた中で住民のご意見を聞いて、市長意見の形成のため、審議会でその内容についてもんでいただくことになっています。

次に、9枚目のスライドは、方法書の段階ですが、先ほどご説明しました住民説明会の開催を規定したり、審議会でご議論いただくという正式な手続を盛り込みました。

それから、配慮書から方法書に入るときに一つの案に絞り込まれますが、これは、技術指針の中にも記載しておりますとおり、環境面だけではなく、社会面、経済面など、いわゆる環境影響評価だけではなく、社会文化評価的、事業評価的なものも取り込んだ形で方法書の中できちんと説明を行ってくださいという規定を入れております。これについては、法において考え方は示されていますが、余りきちんと明記されておりません。しかし、条例の中では、技術指針の中で、していただきたいという規定を設けております。

それから、インターネット公表が義務化されました。その際に、パブリックコメントで図書の公表継続ができないものか、あるいは、データが欲しいけれども、その取り扱いはどうしたらいいとか、実務上の課題が幾つかございまして、今年は、これらの取り扱いもいろいろ決めていきたいと考えております。

また、先ほどお話ししました事後調査報告の手続の充実ということでいろいろな規定を追加させていただいております。現在の案件の事後調査は数年先になりますので、1期目や2期目の委員がかかわってくるころかなと考えております。

次に、10枚目のスライドは、7の市条例の評価項目（技術指針）の一覧表でございます。

これは、朱書きのところが風力発電事業の追加による部分でございます。詳細については技術指針をごらんいただければと思います。ここでのお話はこの程度とさせていただきます。

11枚目のスライドは、8の規則改正でございます。

風力発電事業については、条例の文言ではなく、規則の中に事業種の一覧として追加させていただいております。それから、特定地域にかかわらず、市内全域を第1種事業としております。

これは、影響の度合いというのは、特定地域、市街化地域に限らず、それぞれの場所でいろいろな問題が発生するだろうということで、特に地域区分をする必要はないのではないかというご意見が多数を占めましたので、地域にかかわらず、かなり小さいものですが、総出力1,500キロワットとしております。今は、2,000キロワットや2,500キロワットの出力のものが当たり前になってきている時代で、1基当たり3,000キロワットぐらいのものも出てきているようでございます。仮に100キロワットのものを15基建てても該当しますし、あるいは、1,500キロワットのものを1基建てても該当いたしますが、今のところ、風力発電に関する札幌市内での建設の相談はござい

せん。

次に、9と10は、今までの案件です。市条例から法対象のもので、審議会で処理していただいたものを一覧としております。実際にどのような市長意見が出たかは市のホームページにそのまま載せてございますので、そちらをご覧になっていただきたいと思います。

最近の案件は、郊外が事業地になることが多いことから、生物系や景観上の問題等が発生しております。今回の大型建築物については、建築物自体が与える風害や日照の問題などがありまして、今までにはなかったタイプの項目についてご審議をいただきました。

なお、北8西1事業の準備書については、審議会からの答申をもとにしまして、4月1日付で都市計画決定権者の都市局へ市長意見を送付しております。新聞等でもご存じかと思いますが、事業者側としては、北九条小学校への日影による環境影響の低減のため、大幅な設計変更及び規模の縮小を行うことを小学校の保護者へ説明済みでございます。正式には、今週の5月15日木曜日にSTV北二条ビルで行われる都市計画審議会で事業内容の変更についての事前説明を行う予定になっております。そして、年度内に諮問して答申をもらう予定で進めるということでございます。詳細な情報についてはまだ当課へ入っておりませんので、15日の都市計画審議会終了後に情報を入手しまして、どのような設計内容になったのか、今後の設計変更に基づく評価をどうやってし直すかということも含めて、委員の皆様へ情報提供をさせていただきたいと思っております。

条例上の手続としては、事業内容を縮小するという変更でございますので、改めて方法書にさかのぼって審議したり手続をし直すことは該当いたしません。準備書から評価書にどういうふうに変ったかという変更点をきちんと明示した上で評価書をつくってくださいと私どもから都市局あるいは事業者へ指導させていただいております。そして、その内容についてのこの審議会への説明は避けられないと言っておりますので、夏は無理だとしても、恐らく秋にはご説明してもらえらるかと思います。

法対象案件については今まで3件で、今、手続中の北部事業については、生物の関係、移植も含めてかなり長期にわたる対応策が必要となっております。これについては環境局施設管理課が事業主でございますので、評価書ができ上がり次第、事後調査の計画も含めまして、改めてこの審議会の中でそちらから説明をしてもらえらることになっております。

こうやって見ますと、北8西1事業もそうですし、北電の石狩湾新港の発電所計画もそうですけれども、今まで私どもが環境影響評価として行っていた枠を少し超えた新たな考え方が出てきております。つまり、アセスの考え方が少し変わってきておりまして、これからはそういう方向に行くのかなというところがございます。

そこで、最後に3枚のスライドですが、この資料よりも相当詳しい情報をお持ちの委員もいらっしゃるかと思いますけれども、環境影響評価の制度と生物多様性の考え方について簡単にご説明いたします。

1993年に生物多様性の保全に関する条約が発効し、168の国が締結しております。一般的にCBDと略して言いますが、今までは、各生物の保全は、特定の種とか、特定の

行為とか、生息地だけを対象とするのではなく、広く野生生物の保護の枠組みを考えていこう、そして、地球上の生物の多様性を包括的に保全するという目的でつくられた条約でございまして、生物の多様性があることによって、人間が受ける生態系のサービスがあり、それをもとにして人間が社会の中で行っている伝統や文化などについても保護していこうというような規定でございます。

そして、1993年の条約の締結と時を同じくしまして、日本では環境基本法が成立して、今まで個別にあった各公害対策の法律を総括する上位法としての位置づけで制定され、これをもとに各法律の整備が進んでいきました。つまり、環境影響評価法や生物多様性基本法についても環境基本法が上位法となります。

次に、15枚目のスライドでございます。

生物多様性基本法は、日本における法律ですが、2008年に成立しております。単に生物種の保全だけではなく、生態系サービス、予防的観点や順応的な取り組み、長期的視点に基づいた保全や再生、地球温暖化の観点も視野に入れた内容になっておりまして、この法律の規定に基づき、国や各自治体は生物多様性に関する地域戦略を策定することが義務づけられました。

本市におきましても、前におりました西川委員、そして赤松委員も入っていただきましたが、生物多様性さっぽろビジョンを平成25年3月に策定しております。皆様のお手元に概要版のパンフレットがありますが、詳細版はもうちょっと厚くなりますので、皆さんにお配りしていません。必要な方がいらっしゃれば言っていただければお送りしたいと思っております。このように、まずは生物多様性さっぽろビジョンを策定して、これに基づき、昨年度、今年度も含めて、今、さまざま取り組みを行っているところでございます。

この法律の制定の後、皆さんもご存じのように、2010年にCOP10が名古屋で開催されました。これは、地球温暖化の話がメインに出ていますが、生物多様性の愛知目標が採択されております。2010年までに何とかしようといった目標にかわる2011年以降の戦略計画が立てられ、2050年までに人類と自然がどうあるべきかというようなことまで書かれております。強制力はないのですが、2020年までに実効性のある緊急行動を行おうということが採択されております。

環境影響評価法については、生物多様性基本法よりもかなり前で、環境基本法が整備された後の1999年に成立しておりますが、既に決まった計画について方法書段階から環境影響評価を行っていくということで、形だけのコミュニケーションであるとか、事業の戦略アセスメントが行われない、結果を合わせたアワセメントというような揶揄を受けたり、また、制度も形骸化してきておりました。そこで、戦略アセス、SEAを求める声が高まり、環境省を初め、中央環境審議会等でいろいろなパターンを考えて検討しておりましたが、どの段階で計画段階と言うのかは各省庁の思惑等もいろいろあったようでございまして、最終的にSEAの導入は見送られました。そして、事業は決定されたけれども、まだ内容が完全に固まっていない段階で複数案の比較検討を行う配慮書手続という、極め

て事業アセスに近い内容の制度が平成23年に導入されました。

最後に、16枚目のスライドは、生物多様性基本法と環境影響評価法との関係でございます。

これは、それぞれ別の法律で、どちらが上でどちらが下とかはございません。ただ、生物多様性基本法の中で環境影響評価をなささいという規定がございまして、実は、この中で環境影響評価法では規定していない戦略アセスを義務づけている規定がございまして、しかしながら、現在において、生物多様性基本法に基づく戦略アセスの具体的な手法は示されておりません。従いまして、今後、環境影響評価法との関係でどのような調整を行っていくかということが必要になってくるかと思っております。また、生物多様性基本法の中では、生物の多様性がもたらす地域の文化や風習等の持続性も求めてございまして、これらのSEAの考えや文化、風習という社会的な評価までいきますと、将来的には、環境影響評価は、単に理化学や自然項目だけの影響評価ではなく、予防原則や地域コミュニティ、地域文化への影響も考慮した中で進んでいく可能性もあると考えられます。法改正は基本的には10年に1回行うことになっておりますので、今回は、恐らくこの二つの法律の整合性をどうとっていくかについて改正が行われていくのかと思っております。今回のアセス法の改正の中でも、生物の生態系についての考えを場のまとまりとして考えるとしております。個々の希少種がどうこうではなく、その生物が育んでいる場所の生態がどうなのかということが考え方として追加されておりますので、今後、環境影響評価だけではなく、経済的な評価も行う環境評価や文化評価の話が今後は進んでいくのではないかと感じております。現在、どうこうできるということではございませんが、状況としてはこのようになっているということを簡単にご説明させていただきました。

以上、ご質問あるいはご指摘があれば、委員の皆様からお出しいただければと思います。

○村尾会長 大変丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。

ご質問やご不明な点、あるいは、皆さんからここはつけ足しておきたいということがございましたらお願いします。いかがでしょうか。

○遠井委員 丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。

2点の質問と、また、生物多様性基本法とアセス法との関係についてはコメントがあります。

まず、最後の点につきましては、戦略的アセスが実現されていないのは確かですが、今回のアセス法の改正自体が生物多様性基本法の条文に基づいているということですので、全く関連性がないわけではありません。ただ、御市で言われているように、諸般の事情で本格的なアセスにならなかったということがあり、次の改正でさらにとすることはあります。しかし、今のご説明だと、まだ切れているというふうにおっしゃったような印象があったのですけれども、そうではないのではないかと思います。

それから、質問に戻りますが、その下の社会・文化的影響評価の件です。

先ほど、札幌市の条例では技術指針の中で経済的、社会的側面についても評価すること



を盛り込んでいるというふうには伺ったのですけれども、その場合、どういうものを基準に評価をなさいたいということも技術指針に含まれているのでしょうか。例えば、既存の条例等を基準にするとか、そういうことが例示としてあがっているのかどうか、私が技術指針を確認すればいいのですが、もしそこがわかれば教えていただきたいのが1点目です。

2点目は、先ほど、準備書が終わってから評価書に至るまでに、道条例と法律においては修正等の意見が出せるということでしたが、札幌市の条例では出せないということになっていましたので、もしよろしかったらその理由を教えていただければと思います。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 最初の点は、ご指摘をありがとうございます。

年代的には、法律が成立して条例改正がありました。先ほどは、最初にアセス法ができたときにはS E Aも含めてなかった。そして、その後に生物多様性の考え方がかなり取り込まれていると理解していたのですけれども、言い方がおかしかった点はあるかもしれません。ありがとうございます。

技術指針では、地域状況の確認として、例えば、文化的と言っても、文化財保護法、都市計画法での風致地区、そのほかに各市町村で景観条例や地域の保全条例のようなものを定めております。これは文化的なものになるかどうかはわかりませんが、札幌市では、たばこの吸い殻や犬のふんなどに関するポイ捨て等防止条例があります。あるいは、長沼町の条例では、表向きはごみのポイ捨てはだめですけれども、墓地、埋葬等に関する法律との関係で、遺骨の散布について文化的なものとして認めるかどうかということがあります。現在、条例では認めないという形をとっているのですが、それに対して、自由ではないか、環境上の影響は何もないのではないか、個人の思想の問題ではないかということで裁判になっている事例が幾つかございます。これらは特殊のものかと思いますが、道も含めて、各市町村等でそういうものに関する文化的な取り扱いがあれば、それらに該当しているのかどうか、あるいは、その趣旨に基づいて事業がかかわることがないのかという判断をしていただきたいということで地域状況の項目例としています。具体的な判断の仕方については、技術指針の中で手法という形では規定しておらず、事業者にお任せするというところでございます。

2点目は、なぜ準備書から評価書の中で修正作業がないかについてでございます。

札幌市の考え方としては、準備書の段階で、審議会も含めて、住民とのやりとりを経て、かなり厳しい市長意見を出しまして、事業者がそれに従わないわけにはいかないだろうという雰囲気づくりに持っていつている部分が多かったのかなと思います。手続を何回やっても、事業者が納得しないのであれば、評価書に記載される内容は自由ですから、手続的に余計な負担をかけるよりは、きちんと意見を言って、あるいは、その意見に対して事業部局がどう対応してくれるか、我々環境局が調整していくほうが実際的ではないかということかと思えます。

平成12年に条例を作成したときに、私もそこら辺の詳しい経緯を引き継いでいませんけれども、条例改正のご審議の中でもそれも入れたほうがいいですねという強いご意見は

なかったかと思えます。手続をいたずらに増やすより、実際の指導や取り扱いを重視しようということで改正はしていないということでございます。

○遠井委員 そうすると、一つ目の件ですけれども、評価の方法も方法書での審議案件と考えてよろしいのでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 文化的な評価を行うということであれば、そうなります。例えば、今回の北8西1事業の健康面の話は、アセスの項目にはなかったわけです。方法書の段階でもそれについてはご意見がほとんど出ませんでした。ただ、結果を見たらこれはひどいということで、健康面についてかなり踏み込んだ議論をしたということです。ですから、その案件ごとに審議会の委員の皆様が重要だと考えれば、当然、踏み込んだ形も出てくるかと思えます。あとは事業者がどう判断するかです。

よくありますのは、項目にないことについてなぜやるのかと。それは、アセスの形骸化かもしれません。ただ、先ほど吉田副会長も言われましたけれども、どこまで踏み込んでいいのかということは、恐らく今の段階でこれというものを決めることはできないかと思えます。その案件や時代の状況に応じて変わっていくものかと思えます。

ですから、市の技術指針の中でも、これが100%だとか、これが全てで、これにないものをやってはいけないという考えでは一切ございません。この項目が標準と示しているものから事業者が選ぶときに、手続を少しでもやりやすくするための目安でございますので、項目にないものもやってもいいです。また、項目としてあっても、この事業では100%関係ないと言える理由を示し、きちんと納得してもらえるものであれば外してもいいわけでございます。

生物多様性の考え方がせっかく出てきておりますので、これをアセスの中でどこまで持っていけるかは、これからのいろいろな案件によって違ってくると思えますし、ある面、大きな目で見れば、日本のアセス制度自体がこれからどう進んでいくべきかというところになると感じております。技術指針や条例の中で具体的に規定をこう変えるとか、こういうものを追加してということまでは、私たちも今の段階ではそこまでアイデアを持っていないのでできないかと思えます。特に本州の場合は、何かの事業をやるときに、その土地の風習や伝統が問題になります。例えば、風車については、バードストライク、低周波音や景観が問題と言われていますが、同じ景観の問題でも、山陰地方などでは、いろいろな神話の世界がありますから、その地域にそういう人工的な構造物が果たして合うのかという面から知事意見を出している場合もあります。それは完全に文化的な面からの評価となると思えます。そのようにいろいろな場合があると思えます。

○村尾会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○森本委員 関連して、確認です。

ご説明いただいた3枚目では、公表前の評価書の審査が市の条例の場合はないということですが、その後の公表版の評価書の括弧書きのところで準備書の修正と公表前の評価書

の修正と書かれていますね。これに関しては、事業者が作成し、提出された評価書について審議会場で我々が意見を言って、修正の機会があるという理解でいいのですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 例えば、法や道条例ですと、準備書段階の公表前評価書という住民に公表されていないものがありまして、法ですと許認可権者、道条例ですと道の環境部局に出され、それに対して知事が修正意見を言い、それをもとにして確定された評価書を出すという意味です。ですから、公表版評価書の下に準備書の修正、公表前の評価書の修正とありますが、これは札幌市であれば準備書に対して市長意見が最終的に出されて、それを修正したものが評価書として公表されます。道条例や法の場合は、ワンクッション置いて、一旦出た評価書の中身を修正されたものが最終的に公表できる状態が出てくるということです。ですから、市条例ですと、評価書に対しては、今後の事後調査に向けてのいろいろなアドバイス等は審議会からしていただけるかもしれませんが、評価書をつくり変えさせるための審査をするということではありません。

○松井委員 評価書ではなくて、配慮書案ですが、これは任意になっておりますけれども、仮にこれが出てきた場合は審議は2回されるということになるのでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 配慮書の案については、審議会は関与いたしません。あくまでも事業者が配慮書をつくる手続に入る前に自主的にやってもらうということです。市長も審議会も関与はいたしません。

○村尾会長 ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○村尾会長 ことしの審議予定を見ておきますと、条例の改正、運用に関する審議も予定されております。私たちも、条例や規則、技術指針の内容について、いま一度、確認しておかなければいけないと思った次第です。皆さんもよろしく願いいたします。

ちょっと時間が過ぎました。

最後の（４）の議題に入りたいと思います。

環境影響評価審議会への事業者の出席義務等についてご説明してください。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 時間も迫ってきましたので、簡単にご説明いたします。

資料５－１、資料５－２の二つから成っております。資料５－１は、１７自治体について調査を行ったものでございます。各自治体から自治体名を出していいという同意をもらっておりませんので、全てアルファベットとさせていただきます。それから、資料５－２は、この内容を集計したものでございます。

なぜこの話を今回出させていただいたかということ、実は、これは審議会からの提示事項ではなく、私ども事務局が何とかならないものかと前々から思っていたこととございます。何人かの委員はご存じかと思いますが、ある案件の方法書の段階で、事業者側が、この審議会に出席する義務はないでしょう、説明する義務もないでしょう、図書を出しているのを見れば全てわかるでしょうと言ってきました。そして、一部の資料は事務局には

渡しますということでもらい、事務局が該当する部分の内容について読み込んで皆様に説明させていただいた経緯があります。また、ある案件では、出席はしますけれども、説明は一切しません、図書を出しているのそこに書いてあることが全てです、それを一々説明する必要はないということがありました。しかし、今までの経緯などがございますので、私ども事務局が今までの過去の経緯や技術的な内容について妥当なのかどうかを考えた上で委員の皆様にご説明させていただきました。要は、事務局の事務負担が非常に多く大変だったということで、何とかできないかという経緯がございまして他の自治体に調査した経緯がございます。

この結果によりますと、条例や審議会の施行規則も含めて、そういう規定は全ての自治体でございませんでした。出席要請の規定は、資料1の札幌市の審議会規則の中でもございますし、半分以上の自治体で行っていますが、今後、このような規定を義務として事業者を求めるかどうかについては、全ての自治体で規定を設けるつもりはありませんという答えでした。

ただ、検討しますというところが1件ございました。ここは特殊な自治体でございまして、職員数も非常に多く、複数の案件についていろいろな分専門野の技術職員が相当詰めておりまして、集中して技術的な審査を行っているところでございます。ここでは、審議会には事業者の出席を一切求めず、その自治体職員が全ての図書の中身を読み込み説明しているという非常にレベルの高い自治体でございます。こういうことについては、少なくとも私どもにはそこまで対応できません。ただ、その自治体でも、案件数が多くなり、負担がかなり大きくなっているようで、今後は検討したいということでございました。

札幌市のような事例があったどうかと聞いたら、どの事業者もほとんどは出席してきちんと説明してくれたということです。1件だけ、審議会に出席を求めないで審議をしたら、その場で事業者への質問ができず、回答も次の審議会まで時間を要して対応が遅れたという事例がありました。ただ、これは過去の案件だそうで、なぜそのときに出席をお願いしなかったかという経緯はわからないということです。

出席して、説明を求め、それに応じなければならないというような規定を設けるとしたら、これは権利義務に関する事項となりますので、市の法制担当としては、原則、条例で規定しなければだめで、審議会規則や施行規則だけで条例の委任を受けないで決めることはできないとのこと。ただ、要綱や要領で努力規定として決めることについては問題ないでしょうということでございました。

審議会の資料5-2に(3)で書いてありますが、このような調査をして、これから出てくる案件で、今後このような事例があるのかどうかと考えたところ、過去にあった2件の例は非常に特殊な例ではないかと思っております。もし同じような状況であれば、ほかの自治体でも恐らくあるだろうと思えます。それが無いということは、その事業者が条例の規定、法の規定のみをたまたま厳格に解釈しただけではないかと判断しました。

それから、もし出席要請を断ったり資料説明を断るということは、公共事業であれば、

当然、役所の事業ですので、市民への説明責任があるのにそれを果たしていないということであり得ないだろうと思います。また、民間事業者も、そういうことをしないと会社としての社会的な責任が問われるだろうと思います。ですから、今後、事業を推進していくために不利となるようなことはアセスの手續においてはあり得ないだろうと考えました。

また、私どもの話ですけれども、条例、規則に盛り込む場合はどこに盛り込むか、あるいは、どのような条文にするか、それを整理するのに時間を要しますので、技術的な問題も出てくるかなということがございます。そこで、今までどおり、事業者には誠意を持って出席をお願いしまして、質問のやりとりや資料請求についても可能な限り協力を求めるという形で進めたいと考えています。

ただ、資料1の5ページの技術指針ですが、第5の配慮書等の公表等の4に、次の図書が出るまで継続して掲載するよう努めることという規定があります。これは、審議会やパブリックコメントの中でのご意見があつて、技術指針の中に第5として入れたものです。これと同じように、事業者の協力をある程度担保するというのであれば、第5の後に第6として、審議会からの要請等について、審議会規則第5条の規定についての事業者の努力をお願いしたいという内容を書くのかどうか、ご意見をいただければと存じます。

○村尾会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

どなたか、ございますか。

○遠井委員 (新たな規則は) 努力規定で、(現行の) 規則にも審議会が意見を聞くことができるという権限規定が入っていますね。ですから、どうせと言ったら変ですけども、規範的な意味という点で、特に大きな変更がないのであれば入れてしまってもいいのではないかと思いました。(すなわち)、確認的な規定であるということですが、現状を大幅に変更するわけではなく、特に議会での審議や説明が必要ないということであれば、より明確になりますので、入れたほうがいいのではないかと思いました。

○村尾会長 技術指針に入れるという意味ですか。

○遠井委員 入れるという案に賛成したいという意見です。

○村尾会長 ありがとうございます。

ほかにもございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○村尾会長 ほかにないようでしたら、今の遠井委員のお話で私も結構かと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○村尾会長 ありがとうございます。

それでは、出席義務化に関しては、技術指針に追加規定を盛り込むということでまとめさせていただきます。

本日の議題は、以上でございます。

議事内容について、まとめていただくこともありませんね。今の事柄について、事務局で何かつけ加えることはございますか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 本日、確定させていただきたかったのは、出席義務の関係だけでございます。当面の間は、条例や規則の改正は行わず、せっかくの機会ですので、技術指針に、事業者側の努力規定をきちんと明示し、協力を求める形でいきたいと思います。

また、次回も、データの取り扱い等の議論の中で必要だと思われることがございましたら、ご提案いただければと思います。

電子データの取り扱いについては、今回、17の自治体に調査を行いまして、取り扱いを非常にきちんとしているところと意外といいかげんにやっているところがあります。今まで問題となることは一切起きていないようですが、これからはこういう情報の管理が重要になってくるかと思しますので、札幌市では適切に対応できる形をとりたいと考え、できれば年内に決めたいと思っております。

それから、実は、皆さんにお渡ししてはいないのですが、条例の例規集があり、全ての条例関係を一冊にまとめて、さらに、各条文の内容について逐条解説をつくっております。条例改正は去年終わりましたので、これから、いろいろな規定も全部整備した上で年度内を目標にこれをつくり上げてしまおうと。そうしますと、委員の皆様にもお渡しできますし、我々も担当がかわったときに同じ考えで事務を進めていけると考えております。そういうことで、何かありましたら早目にご提案をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○村尾会長 ありがとうございます。

本日の議事は、以上でございます。

進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 村尾会長、吉田副会長、ありがとうございます。

本日は、長時間に及ぶ審議をありがとうございました。

### 3. 挨拶

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、会議の閉会に当たりまして、環境管理担当部長の木田からご挨拶を申し上げます。

○木田環境管理担当部長 環境管理担当部長の木田でございます。

5月10日からエコスタイルということで、ノーネクタイで出席させていただきます。

先ほどまで別な会議に出席しておりまして、おくれましたことはまことに申しわけございませんでした。

この審議会も、4月1日から第8次の審議会がスタートしております。新規に委員をお引き受けいただきました皆様、また、第7次からの継続の方々へも、市長にかわりまして心より厚くお礼を申し上げたいと思います。

環境影響評価は、対象事業の種類も幅広く、また、評価項目も多岐にわたっておりますことから、それぞれの分野の専門家の方々にお集まりいただいております。札幌市といしましても大変心強く思っているところでございます。皆様のお力をおかりいたしまして、適切な環境影響評価を運用してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今後は、村尾会長、吉田副会長の体制のもと、市長の諮問に応じた案件を調査審議いただくとともに、先ほどから説明がありましたとおり、条例等の改正で課題となった事項や環境影響評価法の改正によりまして放射性物質が評価項目となったことなどがありまして、こういったことについてご意見をいただいてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、第1回の審議会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、大変お疲れさまでございました。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、次回の第2回の会議でございますが、7月の開催を予定しております。また、委員の皆様のご都合をお聞かせいただきながら、できるだけ多くの委員にご出席いただける日程で開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 4. 閉 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、これにて平成26年度第1回札幌市環境影響評価審議会を閉会いたします。

お忙しいところ、本日の第1回審議会へご出席いただき、どうもありがとうございました。

引き続き、よろしくお願いいたします。

以 上